

C 平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(不特定多数の者対象)

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
C1	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	指導者講習	本年度の指導者講習においては、必要に応じて都道府県において指導者講習を実施し、当該講習の受講者も基本研修及び実地研修における講師になりうることだが、都道府県における指導者講習を受講した者については、どのように認定をするのか。	各都道府県において指導者講習の修了証を発行する等していただきたい。都道府県における指導者講習は委託による実施も可能である。
C2	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	指導者講習	本年度の開催は10月に大阪、東京で行われるが、それ以降に再度、厚生労働省で開催する予定はないか。	本年度の予定はない。
C3	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	研修類型	気管カニューレ内部のたんの吸引や、経鼻経管栄養について、実地研修の対象者が確保できないが、どのように対応すればよいか。	実地研修(不特定多数の者対象)については、すべての行為を対象とした課程と、「気管カニューレ及び経鼻経管栄養」を除いた課程を設けていく。
C4	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	カリキュラム	研修カリキュラムについて、時間数、項目(大・中・小)はそのとおりに行わなければいけないのか。県の裁量や独自性は一切認められないのか。	実施要綱に示された時間数や項目(研修テキストの小項目を含む)の内容に沿ったものを補助金の対象とする。ただし、受講生の理解度に応じて内容を付け加える等、実施要綱に示された内容以上に実施することは差し支えない。
C5	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	カリキュラム	都道府県研修において、基本研修の内容を「不特定」と「特定」と比較した時、「講義」の科目、及び時間数に違いがあるため、「不特定」と「特定」の研修を合同で行うことは不可能(別々に行う)と考えてよいか。	特定と不特定では別のカリキュラムであるので、研修は原則別々に行うべきである。
C6	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	講師の要件	研修の講師は、本年度実施する指導者養成研修を受講する必要があるのか。指導者講習を受けている看護師が在籍していないと研修事業を実施できないのか。	講師は、指導者講習(都道府県による指導者講習を含む。)を受ける必要がある。(次項を併せて参照のこと)
C7	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	講師の要件	平成23年度研修事業介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業実施要綱(不特定多数の者対象) 5. 講師の項において、基本研修(講義、演習)の講師は、原則として指導者講習を受講した医師、保健師、助産師又は看護師とあるが、「例外」として想定されるのはどのような場合か。	実施要綱5(4)の「人間と社会」及び「保健医療制度とチーム医療」については、指導者講習の受講に関わらず、当該科目に関する相当の学識経験を有する者を講師として差し支えない、としている。
C8	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	基本研修、実地研修	「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」(平成22年4月1日厚生労働省医政局長通知)に基づき実施された介護職員に対する研修の受講者が、本年度の研修を受講する場合に受講を免除される部分はあるか。 また、上記の研修の他に、都道府県の判断で当該科目的受講を免除することは認められるか。	左記研修受講者については、本年度の研修事業の基本研修(演習)のうち「口腔内吸引」、実地研修のうち「口腔内のたんの吸引」については免除できる。 その他の研修受講による免除はない。

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
C 9	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	実地研修	有料老人ホームは、介護保険法に基づく「特定施設入居者生活介護事業所」が対象となるのか。	必ずしも限定するものではないが、実施要綱に規定する適切な医療等の体制が整っている施設であることが必要。
C 10	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	実地研修	研修実施要綱の「3. 対象者」で、病院・診療所で就業している介護職員等は除外されるのか。実地研修施設では、介護保険施設とあり、介護療養病床を含むのか。	研修を受講する介護職員等の就業場所については、制度化後、病院・診療所が登録事業所にならないため、病院・診療所を除外している。実地研修施設には、実施要綱のとおり介護療養病床を含む。
C 11	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	実地研修	実地研修実施要領において、「医師の指示」とあるが、この医師は誰を想定してなのか。	利用者の主治医や施設の配置医を想定しており、指導者講習を受けている必要はない。
C 12	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	試行事業との関係	「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会」において実施した「介護職員によるたんの吸引等の試行事業」で研修を受講した介護職員は、都道府県研修を受講したものと見なせるか。	試行事業において、基本研修及び実地研修を修了と判定された方については、本年度の研修を受けずに認定特定行為業務従事者の認定を受けることが可能(修了した行為のみ)。基本研修まで修了した方については、基本研修の講義の免除が可能。
C 13	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	委託	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業実施要綱の2において、実施主体は、「都道府県」が「適切な事業運営が確保できると認められる研修実施機関に委託できる」とあるが、ここでいう「研修実施機関」と「登録研修機関(附則第4条第2項)」であるのか。	・平成23年度の事業における「研修実施機関」はいわゆる実習施設を指すものであり、法律施行後の「登録研修機関」とは異なるもの。 ・平成23年度については、登録制度は施行されていないため、必ずしも登録を受けている必要はないが、実施要綱の要件を満たし、研修を適切に実施できる機関に委託をしていただきたい。
C 14	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	実施報告	事業の実施状況の報告については、どのように対応すべきか。	交付要綱に基づく実績報告のほか、事業の実施状況についてご報告をいただきたいと考えており、別途通知したい。

C 平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(不特定多数の者対象)

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
C 15	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	基本研修	基本研修(講義)の遅刻、欠席はどのように取り扱えばよいか。	基本研修(講義)については、原則として全課程に出席することが必要であるが、真にやむを得ない理由による遅刻、欠席であって、担当講師が認める場合には、当該担当講師による補講※をもって受講にかえることができる。 また、先の場合で補講による受講が困難な場合は、当該講義のDVD視聴により受講とみなすことが可能であるが、この場合には遅刻又は欠席の累計が基本研修(講義)の1割を超えないものとし、DVD視聴については、その場で質問等を受けられる体制のもと都道府県又は研修実施機関の担当講師の監督下において視聴する必要がある。(自宅等での監督下にないDVD視聴は不可である。) ※ここでいう補講とは、担当講師が基本研修(講義)と同等の講義を実施するものをいう。
C 16	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	基本研修	基本研修(講義)について、別表1の時間に休憩時間を含むことは可能か。	別表1の時間は、講義の実時間であり、休憩時間は含まない。休憩時間を設ける場合には、講義時間とは別に設定いただきたい。
C 17	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	基本研修	基本研修(講義)のうち、救急蘇生法については、指導者講習を受講した医師又は看護師が同席している場合には、救急救命士に依頼し実施することは可能か。	差し支えない。
C 18	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	基本研修	筆記試験は、講義50時間を修了していれば受けることができるか。演習を修了していることが必要か。	講義50時間を受講していれば、筆記試験を受けることが可能である。
C 19	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	実地研修	実地研修においては、医師又は指導看護師が立ち会い、指導の下に実施する必要があるか。	そのとおり。
C 20	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	実地研修	ヒヤリ・ハット報告の参考様式はあるか。	別添を参考様式としていただきたい。
C 21	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	実地研修	実地研修実施要領における、医師の書面による必要な指示として必要な事項は何か。	介護職員等による喀痰吸引等の実施の可否、喀痰吸引等の実施内容、その他必要な事項について、利用者個別に対する指示を文書で受ける。
C 22	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	演習 実地研修	演習、実地研修において、「成功」とは、評価票で全ての項目の評価が「A」となったときを指しているか。	そのとおり。

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
C 23	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	演習	演習において、所定の演習期間内に修了の基準に達しない場合等について、どのように判定を実施するか。	都道府県又は研修実施機関において合否判定委員会等を組織し、最終的な判定を行うこととする。合否判定委員会には、研修の講師である医師、看護師を含む複数の者で構成することとする。
C 24	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	実地研修	実地研修において、所定の回数で基準に達しない場合等について、どのように判定を実施するか。	都道府県又は研修実施機関において合否判定委員会等を組織し、対応及び判定を行うこととする。合否判定委員会には、研修の講師である医師、看護師を含む複数の者で構成することとする。
C 25	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	基本研修	実施要綱 4において、試験問題の作成にあたっては、専門領域の異なる複数の委員が参加する、とあるが、具体的にはどのような専門領域を指しているか。	カリキュラムに含まれる、人間と社会、保健医療制度とチーム医療、たんの吸引、経管栄養等の各科目について、医師、看護師、その他当該分野について学識経験を有する者を想定している。
C 26	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	実地研修	胃ろう・腸ろうの実地研修において、居宅において実施する場合であっても、胃ろう・腸ろうの状態に問題のないことの確認は1日1回以上指導看護師が行う必要があるか。	そのとおり。1日1回以上指導看護師が確認する必要がある。
C 27	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	演習 実地研修	気管カニューレ内部の吸引の評価票において「水」とあるのは滅菌精製水を意味しているか。	そのとおり。詳細については、(社)全国訪問看護事業協会のホームページに掲載されている「介護職員によるたんの吸引等の研修テキスト」「介護職員によるたんの吸引等の研修テキスト～指導上の留意点～」正誤表ならびに補足説明 No1 (http://www.zenhokan.or.jp/pdf/new/kyuuin-text-4.pdf)を参考にされたい。
C 28	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	演習 実地研修	人工呼吸器装着者に対する吸引の実地研修を実施する場合、演習においても人工呼吸器を装着している場合について、別途、演習を実施する必要があるか。	そのとおり。その際、別途人工呼吸器を装着している場合について、別表に示す回数以上、実施する。
C 29	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	演習 実地研修	胃ろう・腸ろうについて、半固体の栄養法を実施する場合については、どのように取り扱えばよいか。	テキスト I のP124のとおり半固体の栄養剤を実施する場合には、通常の講義・演習・実地研修に加え、別途十分な講義・演習・実地研修を実施し、安全性の検討後行うことが必要である。
C 30	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	全体	病院又は診療所で実施している通所リハ、訪問リハに従事する介護職員等は、本研修事業の対象者に含まれるか。	本制度においては、病院・診療所は登録事業所の対象外とされており、これらに該当する事業所の職員は研修の対象者とはならない。

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
C 31	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	全体	特別養護老人ホーム、老人保健施設等高齢者施設で従事する職員は不特定多数の者対象の研修事業を受講するものであり、特定の者の研修事業の受講者には該当しないと考えるが、いかがか。また、介護保険施設以外の介護保険サービスに従事する職員に関しては、どのように考えればよいか。	そのとおり。 特定の者対象の研修事業は、ALS等の重度障害者について、利用者とのコミュニケーションなど、利用者と介護職員等との個別的な関係性が重視されるケースについて対応をするものであり、事業として複数の利用者に複数の介護職員がケアを行うことが想定される高齢者の介護施設や居住系サービスについては、特定の者対象の研修事業の対象としない予定。また、その他の居宅サービスについては、上記の趣旨を踏まえ、ALS等の重度障害者について、個別的な関係性を重視したケアを行う場合に、特定の者対象の研修を実施していただきたい。
C 32	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	基本研修	「平成23年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金 訪問看護と訪問介護の連携によるサービス提供のあり方に関する研究調査事業～介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修カリキュラム等策定に関する研究事業～(社団法人全国訪問看護事業協会)」において作成した「介護職員によるたんの吸引等の研修テキスト」(以下、テキストという)のテキストⅡのP4に「施設においては、毎朝又は当該日の第1回目の実施時に状態を観察する。」とあるが、第1回目が深夜の場合にもそれを第1回目として観察が必要なのか。	「毎朝又は当該日の第1回目」としており、朝に状態を観察することでも可能である。また、朝の時間帯については特段定めていないため、利用者の個別の状態に合わせて対応していただきたい。
C 33	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	基本研修	吸引や経管栄養の実施時の前提として感染防御の標準予防策は教えないのか。	感染防御の標準予防策については、それぞれ行為別ではなく、テキストⅠの第4章に示しており、前提としての理解されているものと考えている。

C 平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(不特定多数の者対象)

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
C 34	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	実地研修	平成23年度末の時点で、実施研修で別表3-1又は3-2の一部の行為が規定回数に達しない場合、どのように扱えばよいか。 (例)口腔内(10回)鼻腔内(20回)胃ろう・腸ろう(10回)	介護職員が平成23年度内に修了しなかった行為について、都道府県において平成24年度に継続して実地研修を実施する旨の予定及び24年度の実地研修実施状況を確認でき、また、平成23年度内に実地研修が修了した行為を都道府県知事が認定しうる場合については平成23年度内に修了した行為の証明をし、認定特定行為業務従事者の認定を実施することはやむを得ない。なお、これは平成23年度末時点での対応をお示しするもので、本年度の実地研修については、研修実施要綱別表3-1又は3-2の各行為の実地研修が可能な研修施設を確保した上で実施するを前提としており、別表の研修類型以外で実地研修を実施する趣旨ではないため御留意いただきたい。
C 35	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	実地研修	平成23年度の研修事業で、実地研修で一部の行為が不合格だった場合(合格基準を満たさなかった場合)どのように修了認定をしたらよいか。(例)口腔内(○)鼻腔内(○)胃ろう・腸ろう(×)	修了した行為のみを修了認定する。
C 36	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	実地研修	基本研修までは終了したが、実地研修について終了した行為がない場合には、受講内容をどのように証明すればよいか。	都道府県の任意の様式で、終了した部分等について「受講証明書」を発行いただきたい。

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
C 37	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	修了証明書	(「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業」の実施について平成23年10月6日付「老発1006第1号厚生労働省老健局長通知」別添4-1、4-2の修了証明書の実地研修を終了した行為について、具体的にどのように記載すればよいか。	<p>下記に準じて記載願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口腔内のたんの吸引 ・鼻腔内のたんの吸引 ・気管カニューレ内部のたんの吸引 ・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 (半固体を除く) ・経鼻経管栄養 <p>注1) 半固体について実施した場合の記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 (半固体を含む) <p>注2) 人工呼吸器装着者のたんの吸引の記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口腔内のたんの吸引(人工呼吸器装着者を含む) ・鼻腔内のたんの吸引(人工呼吸器装着者を含む) ・気管カニューレ内部のたんの吸引 (人工呼吸器装着者を含む)